

監視伝染病病原体の分類

		病原体名 (法令上の名称及び別名)	病原体名(英)	BSL	適用除外	適用除外とならない病原体
① 家畜伝染病病原体	重点管理 家畜伝染病 病原体	一 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス(L株、BA-Y5株及びRBOK株、LA株及び赤穂株を除く。)(別名 牛疫ウイルス)	パラミクソウイルス科(Paramyxoviridae) Morbillivirus Rinderpest	3ag		感染症法に規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等又は四種病原体等に該当するものであって、病原体所持規制の対象となるものは、次に掲げるものとする。 ①十に掲げる家畜伝染病病原体であって、血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7又はH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。) ②十一に掲げる家畜伝染病病原体であって、血清亜型がH5N1、H7N7又はH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。) ③九に掲げる届出伝染病等病原体のうち、①十一のハからリまでに掲げるもの ④十四に掲げる病原体であって、血清亜型がH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)
		四 アフトウイルス・フットアンドマウスディーズウイルス(別名 口蹄疫ウイルス)	ピコルナウイルス科(Picornaviridae) Aphthovirus foot-and-mouth disease virus	3ag		
		九 アスファウイルス・アフリカンズワインフイーバーウイルス(別名 アフリカ豚コレラウイルス)	Asfavirus African swine fever virus	3ag		
	要管理家畜伝染病病原体	二 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス(L株、BA-Y5株及びRBOK株、LA株及び赤穂株に限る。)(別名 牛疫ウイルス)	Morbillivirus Rinderpest	3又は2 ※1		
		三 マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるものに限る。)(別名 牛肺疫菌)	<i>Mycoplasma mycoides</i>	3	マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)	
		五 マイコバクテリウム・ボービス(別名 結核病菌)	<i>Mycobacterium bovis</i>	3	マイコバクテリウム・ボービス(baillie Galmette-Guerin株に限る。)	
		六 オルビウイルス・アフリカンホースシツクネスウイルス(別名 アフリカ馬疫ウイルス)	Orbivirus African horse sickness virus,AHSV	3		
		七 モルビリウイルス・ベストデプテルミンアンウイルス(別名 小反芻獣疫ウイルス)	パラミクソウイルス科(Paramyxoviridae) Peste des petits ruminants/pseudorinderpest of small ruminants	3		
		八 ペステウイルス・クラシカルズワインフイーバーウイルス(別名 豚コレラウイルス)	Pestivirus classical swine fever,hog cholera	3	ペステウイルス・クラシカルズワインフイーバーウイルス(GPE一株に限る。)	
		十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するもの(②十四に掲げる病原体及び新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)に限る。)(別名 高病原性鳥インフルエンザウイルス) イ 週齢が満六週以上の鶏におけるIVPI(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)が一・二を超えること。 ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。 ハ 血清亜型がH5又はH7であつて、ヘマグルニチン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。	Influenza virus A (highly pathogenic avian influenza virus)	3		
		十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5又はH7であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの(前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び②十四に掲げる病原体及び新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。)(別名 低病原性鳥インフルエンザウイルス) イ A/chicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2) ロ A-H5N9 TW68 Bio ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1) ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7) ホ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1) ヘ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615) ト A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23) チ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222) リ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)	Influenza virus A (low pathogenic avian influenza virus)	2又は3 ※2		
② 届出伝染病等 病原体	一 ベシキウロウイルス・ベシキウラストマティディスアラゴアスウイルス(別名 水胞性口炎ウイルス)	Vesicular stomatitis Alagoas	2			
	二 ベシキウロウイルス・ベシキウラストマティディスインディアナウイルス(別名 水胞性口炎ウイルス)	Vesicular stomatitis Indiana	2			
	三 ベシキウロウイルス・ベシキウラストマティディスニュージャージーウイルス(別名 水胞性口炎ウイルス)	Vesicular stomatitis NewJersey	2			
	四 パストレルラ・マルトシダ(莖膜抗原型がB又はEであつて、菌体抗原型がHeddlestonの型別で2又は2・5であるものに限る。)(別名 出血性敗血症菌)	<i>Pasteurella multocida</i>	2			
	五 ブルセラ・オビス(別名 ブルセラ病菌)	<i>Brucella</i>	3			
	六 マイコバクテリウム・カプレ(別名 結核病菌)	<i>Mycobacterium caprae</i>	2			
	七 レンチウイルス・エグインインフェクシャスアネミアウイルス(別名 馬伝染性貧血ウイルス)	Equine infections anemia	2			
	八 エンテロウイルス・スワインベシキウラーディーズウイルス(別名 豚水胞病ウイルス)	Swine Vesicular disease	2			
	九 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(①十一のイからリまでに掲げるウイルスに限る。)(別名 低病原性鳥インフルエンザウイルス)	Influenza virus A (low pathogenic avian influenza virus)	2			
	十 エイブラウイルス・ニューカッスルディーズウイルス(次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。)(別名 ニューカッスル病ウイルス) イ 鶏の初生ひなにおけるICPIが〇・七以上であること。 ロ 次のいずれにも該当すること。 (1)F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。 (2)F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。	Newcastle disease	2 (ABSL3)			
	十一 サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムのものであつて、生物型がプロロラム又はガリナルムであるものに限る。)(別名 家きんサルモネラ感染症菌)	Salmonella enterica (S.Gallinarum pullorum)(S.Gallinarum Gallinarum)	2			
	十二 マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルス1 (別名 悪性カタル熱ウイルス)	Alcelaphine herpesvirus1,WD-MCFV (malignant catarrhal fever virus)	2			
	十三 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス2 (別名 悪性カタル熱ウイルス)	Ovine herpesvirus2,SA-MCFV (malignant catarrhal fever virus)	2			
	十四 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清亜型がH3N8又はH7N7であるものであつて、馬から分離されたものに限る。)(別名 馬インフルエンザウイルス)	Influenza virus A (equine influenza virus)	2			
	十五 ベシウイルス・ベシキウラーエグザンテマオプスワインウイルス(別名 豚水疱疹ウイルス)	Vesicular exantema of swine virus	2			
			動物用医薬品等取締規則第213条第4号に規定する生物学的製剤に含まれる病原体			
			緊急的なワクチン製造の際等に農林水産大臣が必要と認めたもの			

※1 弱毒株であるため、当該病原体を動物に接種しない場合にあっては、BSL2相当での取扱が可能。

※2 血清亜型がH5又はH7であることは確認されたが、病原性が確認されていないものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが後から判明することがあることを踏まえ、当該病原体を動物に接種する場合にあってはBSL3相当の対応を要するものとする。

補足(規制対象となる病原体の考え方)

- 規制対象となる病原体については、専門家の意見を踏まえつつ、監視伝染病の病原体のうち、我が国の畜産業に多大な影響を及ぼしかねないもの及びこれと類症鑑別上重要なものを選定したものであり、全ての監視伝染病の病原体を規制の対象としていない。
- 規制対象となる病原体には、それだけで感染する能力を有する遺伝子断片を含む。
- 種類まで特定されていない病原体は、規制対象とはならない。このため、通常の検査業務において必要な検査の範囲を超えて当該病原体等を同定し、菌種やウイルス種を確定することまで求めるものではないが、規制対象となることを避けることを目的としてあえて菌種やウイルス種の同定を避けることがないよう注意することが必要。
- 自然感染畜やその臨床検体は規制対象とはならないが、患畜、疑似患畜や汚染物質等に該当する場合には、家伝法に基づき、患畜や汚染物品として適切に処理することが必要。意図的に規制対象の病原体に感染させた動物、その臨床検体、卵や細胞は規制の対象となる。なお、卵や細胞はそのコントロールが比較容易であると考えられるため、「動物」には含まれない。
- 遺伝子組換えの有無によって、規制対象となるかどうかが決まるわけではない。ただし、当該操作によって、病原性を失うなど、法第46条の22第1号に当てはまるようになったものは、株ごとに農林水産省令に指定し、規制の対象外となる。
- 適用除外の対象となる病原体については、規制対象となる病原体のうち、病原性の低いものを株ごとに指定することとしており、現時点での対象は上述のとおり。この指定の追加に当たっては、家畜へ病原性を示さないことを示す文献等を踏まえ、その妥当性について判断した上で行っていくこととなる。